

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

報告要旨： 金 亨冀

韓国における改正保険業法の主要内容と今後の課題

東部火災専門委員 金 亨 冀

韓国の国会は、2010年6月29日、保険消費者への保護装置の強化を柱とする「保険業法の一部改正法律案」を可決した。「保険業法の一部改正法律案」が国会の本会議を通過されたことによって、2005年から改正に向けて始められた議論は、およそ5年ぶりに改正議論に終止符を打つことになった。

<改正保険業法の主な内容>

1. 保険消費者への保護装置の強化

(1) 保険契約者の区分

改正保険業法第2条においては、保険契約者を一般保険契約者と専門保険契約者として区分し、保護の水準につき差等を設けた。

一般保険契約者に対しては、説明義務および適合性原則(Suitability Rule)を厳しく適用する反面、保険契約についての専門性を持つ専門保険契約者に対しては、緩和して適用することにした。

(2) 保険商品についての説明義務の強化

同法第95条ノ2においては、保険会社または保険募集に従事する者に対しては、一般保険契約者へ保険契約締結を勧誘する時、商品内容および保険金を支払う場合など、重要事項について説明するよう、義務を負わせることにした。

(3) 適合性原則の導入

同法第95条ノ3においては、保険契約者または保険募集に従事する者は、一般保険契約者へ保険商品の購入を勧誘する時、保険契約者の年齢、財産・所得状況、保険加入の目的などを把握し、保険契約者の必要に応じて勧めなければならないことにした。同条が適用される保険商品は、投資性商品である“変額保険”がとりあえず適用対象になる見通しとなっている。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

報告要旨： 金 亨冀

(4) 虚偽・誇張広告の規制

同法第 95 条ノ 4 においては、保険契約者の保護のために、保険商品を広告する時、必須包含事項ならびに禁止事項など、広告の基準を法制化した。

- 1) 必須包含事項：保険契約の締結の前に、商品説明書および約款を読むよう勧誘する内容、変額保険の元本損失の可能性など
- 2) 禁止事項：保険金支払限度、支払制限の条件、免責事項などを記載しない、あるいは十分に告知しないことによって、制限なしに保険金を受け取られるよう誤認させる行為など

2. 保険商品の開発及び審査手続きの改編（同法第 127 条、第 128 条ノ 2、第 128 条ノ 3、第 196 条）

ほとんどの保険商品を事前統制なしに、自主的に開発し、販売できるように認め、商品開発の自主性および創意性を大幅に拡充した。

(現行) 提出商品(90%)、届出商品(10%)：すべて 3 段階の手続き(先任アクチュアリ

→ 保険開発院 → 金融監督院)を履行

(改編) 自主商品(75~85%)：保険会社内部の検証手続きを経た後、自主販売

届出商品(15~25%)：現行の体系維持

3. 保険募集組織に対する規制体系の整備

同法第 85 条ノ 2 においては、不完全販売による保険消費者の被害を防止するため、保険会社などに、所属保険募集人に対する補習教育を義務化した。

なお、同法第 87 条ノ 2、第 87 条ノ 3、第 89 条ノ 2、第 89 条ノ 3 では、法人保険代理店と法人保険仲立人における役員資格の要件を新設し、また、その業務範囲をも募集業務を中心に制限することによって、業務の集中度および専門性を高めることにした。

4. 社外取締役の資格要件の強化(同法第 15 条)

保険会社と利害関係を持つ者として大統領令において定められる者は、社外取締役になれないように、欠格要件を拡大する。